

(参考資料7)

過去3年間の利用料金収入等内訳

(単位：円)

参考

区分	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	合計	3年間の 平均決算額
常設展示室 観覧利用料金	5,510,260	10,032,440	13,298,320	28,841,020	9,613,673
施設利用料金	14,537,015	18,618,380	17,180,800	50,336,195	16,778,732
設備利用料金	2,006,522	2,769,432	2,411,276	7,187,230	2,395,743
事務室使用料金	1,100,400	1,037,520	1,037,520	3,175,440	1,058,480
事業収入等	4,490,090	1,564,637	6,659,412	12,714,139	4,238,046
合計	27,644,287	34,022,409	40,587,328	102,254,024	34,084,675

神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年条例第37号。以下「条例」という。）第13条に基づく利用料金の減免について、次のとおり定める。

1 条例別表第1に掲げる施設利用料金及び条例別表第2に掲げる設備利用料金

(1) 国、県若しくは県内の市町村の機関、国際連合の機関又は指定管理者が、子供の豊かな感性をはぐくみ、又は県民の国際的理解並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識（以下「国際的理解等」という。）を深めることを目的とした催し等を行うために利用するときは、免除できるものとする。

(2) 条例別表第1に掲げる施設（保育室を除く。）を利用する者が催し等を行うために、参加者の保育を目的として保育室を利用するときは、保育室の利用料金を免除できるものとする。

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、県の承認を得て定める額の2分の1の額に減額できるものとする。

ア 国際交流又は国際協力の推進を目的とする県内の公共的団体が、県民の国際的理解等を深めることを目的とした催し等を行うために利用するとき。

イ 県内の公共的団体が、子供の豊かな感性をはぐくみ、又は県民の国際的理解等を深めることを目的とした催し等（県の支援を受けて開催するものに限る。）を行うために利用するとき（前号に該当するものを除く。）。

2 条例別表第3に掲げる観覧利用料金

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（大学を除く。）が教育課程に基づく教育活動の一環として利用するとき。

イ 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、朝鮮初中高級学校、中華学校、インターナショナルスクール等で、在学者の年齢区分が、法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校に相当する学校又は米軍基地内にあるアメリカンスクール等が、法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校が行う教育課程に基づく教育活動に相当するものと認められる教育活動の一環として利用するとき。

ウ 前2号に該当する利用の場合の引率者及び下見を行う者が利用するとき。

エ 法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所の園児が団体で利用する場合の引率者及びその下見を行う者が利用するとき。

オ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者及びその介助者（原則2名まで）が利用するとき。

カ 法第1条に規定する特別支援学校に在学する者並びにその介助者（原則2名まで）が利用するとき。

キ 神奈川県母子福祉入場優待証所持者及びその子供が利用するとき。